

介護老人保健施設セージュ新ことに 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設セージュ新ことに(以下「当施設」という。)は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう一定の期間介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護を提供し、一方、利用者および利用者を扶養する者(以下「身元引受人」という。)は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更が合った場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1および別紙2の改訂が行われない限り、初回利用時の介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護利用同意書の提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し退所の意思を表明することにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく介護予防短期入所または短期入所利用を解除・終了することができます。なおこの場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において「自立」と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者および身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払わない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護の対価として、運営規程、別紙「介護予防短期入所または短期入所利用料金」の料金をもとに計算された月ごとの合計及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月6日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帶して当施設に対し当該合計額をその月の17日（土日祝祭日は翌営業日）にご指定の口座から引き落としとなります。お支払いの方法は、預金口座振替とさせて頂きます。但し、引き落とし出来なかった場合は、その月分を現金窓口支払いや現金振込となる場合もございます。詳しくは介護予防短期入所療養介護利用料金表または短期入所療養介護利用料金表をご参照下さい。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾があり、必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載することとします。

(秘密の保持)

- 第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。利用者に関する情報は、ご本人または身元引受人に直接ご確認をお願いすることとします。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護での対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。また、専門的な緊急医療を要する状態に陥った時は、身元引受人への連絡の前に専門医療機関に転送することがあります。
- 4 短期入所のサービスにより事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

5 他医療機関へ受診の際は、原則ご家族様が同伴して頂く事となります。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、管理者に文書、電話、口答等で申し出ることができます。施設内には「ご意見箱」を用意し、苦情、ご意見等を受付けております。苦情については図1に示したように誠意を持って対応いたします。

(賠償責任)

第11条 介護保健施設介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

3 事情により利用者が現金を保持される場合、原則として上限を3,000円とします。また、保持している現金やPC・タブレット・スマホなどの貴重品を紛失された場合、当施設での保障、責任は負えません。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

＜別紙1＞

介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護について

1. 介護保険被保険者証の確認

説明を行うに当たり、ご利用者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護は、要介護者及び要支援1、2の方で家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 短期入所療養介護（介護予防）利用料金は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。詳しくは運営規程「短期入所療養介護（介護予防）料金表」を参照して下さい。

② 食費/1日につき 2,550円

内訳：朝食 710円 昼食 900円 夕食 940円

③ 滞在費/1日 ・個室 1,728円

④ 滞在費/1日 ・4人室 437円

* 食費、滞在費は所得（負担限度額段階）に応じ、減額措置がございます。詳しくは「利用料金表」を参照して下さい。

* 入所時及び退所時に送迎を行った場合にはそれぞれ 187円加算されます。

(2) その他の料金

① 特別室利用料（3F 1人室・1日当たり）1,000円

② 理容代 実費正面玄関ホール表示の「その他の利用料・費用」をご覧ください。

③ その他、運営規程、介護予防短期入所・短期入所利用料金表「その他の利用料・費用」をご覧ください。

(3) 利用料金の支払方法

毎月6日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の17日迄にお支払い下さい。

お支払いいただきますと領収書を発行致します。

お支払いの方法は下記の中からお選び下さい。

① 預金口座振替による利用料の支払い

預金口座振替依頼書の提出をいただき、ご利用者のお取引先の金融機関に手続きをとります。振替日は毎月、17日となっております。

② 窓口払い

平日の営業時間内に窓口でお支払い下さい。（休日はお取り扱いしません。）

＜営業時間AM8:50～PM5:30＞

③ 銀行振込

次の銀行口座に振り込んで下さい。

銀行（支店）名	北陸銀行	琴似支店
口座番号	普通預金	4 2 4 4 0 7 0
講座名義	医療法人耕仁会セージュ新ことに B	口座

<別紙2>

介護老人保健施設セージュ新ことにのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設セージュ新ことに
・設置主体 医療法人耕仁会
・開設年月日 平成9年10月20日
・所在地 札幌市北区新琴似町787番地2
・電話番号 011-768-2800・ファックス番号011-768-2801
・管理者 施設長 藤原 和彦

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設セージュ新ことにには、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

介護老人保健施設セージュ新ことにの運営方針

セージュ新ことには介護保険法に基づき、明るく家庭的な雰囲気と地域や家族との結びつきに重点をおきつつ、ご利用者の自立と家庭復帰及び生きる幸せの実現を願って次のサービスを提供する。

- (1) 急性期の治療を終えた利用者が、家庭復帰をするための橋渡しとなる医療サービス及び日常生活サービスを十分に提供すること。
- (2) 比較的安定した病状に対する診療、投薬、注射、検査、処置等の医療サービスを適時適切に行うこと。
- (3) 在宅介護を支援する為、通所リハビリテーション、短期入所等のサービスを提供する
- (4) 集団的、個人的な身体的リハビリテーションを懇切かつ入念に行うこと。
- (5) 体位変換、清拭、食事の世話、入浴等の看護介護サービスを十分に行うこと。
- (6) 教養娯楽のための催し、日常生活サービス、各種趣味活動を開設し積極的参加を促すとともに、日常生活訓練を継続して行うこと。
- (7) 理容室、歯科治療、売店等の利用が施設内で可能にする。

(3) 施設の職員体制（令和7年4月1日現在、常勤換算人数）

職種	常勤	非常勤	職種	常勤	非常勤	備考
医師	1		理学療法士	4.8 (3.4)		（ ）内は通所リハビリテーション担当職員数再掲
			作業療法士	5.7 (3.3)		
			言語聴覚士	1 (0.2)		
薬剤師		0.3	管理栄養士	2 (0.1)		
看護職	15 (3)	1.2 (0.6)	介護支援専門員	1.9		
介護職	51 (19)	5.9 (0.8)	事務職員	8.9	0.5	
支援相談員	4.8 (1.8)		その他		3.7	

(4) 入所定員等
・定員 100 名
・療養室 個室 8 室、4 人室 23 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の作成
- ② 食事の提供
- ③ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ⑤ 医学的管理、看護、介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

- ・名 称 医療法人耕仁会 札幌太田病院
- ・住 所 札幌市西区山の手5条5丁目1-1

- ・名 称 医療法人延山会 北成病院
- ・住 所 札幌市北区新川西3条2丁目19-1

- ・名 称 医療法人渓仁会 手稻渓仁会病院
- ・住 所 札幌市手稻区前田1条12丁目1-40

- ・名 称 医療法人社団我汝会 さっぽろ病院
- ・住 所 札幌市東区北5条東11丁目16-1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人社団さくら会 ゆき小児歯科・歯科口腔外科
- ・住 所 札幌市手稻区前田6条15丁目5-16

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会～受付又はサービスステーションに申し出て下さい。
- ・所持品～備品等の持ち込み（入所に必要な物のみにして下さい。）
- ・外出～（事前に申し出て許可を得て下さい。）
- ・金銭～貴重品の管理（自己責任ですが、管理困難な方は相談して下さい。）
- ・飲酒・喫煙（原則として禁止しております。）
- ・宗教活動（禁止しております。）
- ・火気の取扱い（原則として禁止しております。）
- ・ペットの持ち込み（お断り致します。）

- ・設備・備品の利用（丁寧に取り扱って下さい。）

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器等、非常避難用滑り台
- ・防災訓練 年2～3回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び身元引受人等の「営利行為、宗教の勧誘、政治活動」は厳に禁止します。

7. その他

食事：

- | | |
|----|---------------|
| 朝食 | 8時00分～ 8時30分 |
| 昼食 | 12時00分～12時30分 |
| 夕食 | 17時30分～18時30分 |

※食事は原則として食堂でお摃りいただきます。

入浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理容：

月3回程度、理容をご利用いただけます。

※理容代金は、別途料金をいただきます。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

当施設についての詳細は、パンフレットをご覧下さい。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「介護療養短期入所療養介護または短期入所療養介護利用同意書」にご記載の、緊急連絡先に連絡します。

なお、当施設には介護相談の窓口として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

（電話011-768-2800）

◇要望又は苦情等の申出

要望や苦情等は、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

その他、「ご意見箱」をご利用下さい。

短期入所療養介護強化型利用料金（個室）

1. 日額利用料金

(単位:円 令和7年5月1日現在)

介護度	利用者負担段階	居住費	食費	基本料金		合計
要介護1	第1段階	550	300	1割負担	831	1,681
	第2段階	550	600	1割負担	831	1,981
	第3段階	1,370	1,000	1割負担	831	3,201
			1,300	1割負担	831	3,501
	第4段階	1,728	2,550	1割負担	831	5,109
				2割負担	1,661	5,939
				3割負担	2,492	6,770
要介護2	第1段階	550	300	1割負担	906	1,756
	第2段階	550	600	1割負担	906	2,056
	第3段階	1,370	1,000	1割負担	906	3,276
			1,300	1割負担	906	3,576
	第4段階	1,728	2,550	1割負担	906	5,184
				2割負担	1,811	6,089
				3割負担	2,717	6,995
要介護3	第1段階	550	300	1割負担	972	1,822
	第2段階	550	600	1割負担	972	2,122
	第3段階	1,370	1,000	1割負担	972	3,342
			1,300	1割負担	972	3,642
	第4段階	1,728	2,550	1割負担	972	5,250
				2割負担	1,943	6,221
				3割負担	2,915	7,193
要介護4	第1段階	550	300	1割負担	1,032	1,882
	第2段階	550	600	1割負担	1,032	2,182
	第3段階	1,370	1,000	1割負担	1,032	3,402
			1,300	1割負担	1,032	3,702
	第4段階	1,728	2,550	1割負担	1,032	5,310
				2割負担	2,063	6,341
				3割負担	3,094	7,372
要介護5	第1段階	550	300	1割負担	1,089	1,939
	第2段階	550	600	1割負担	1,089	2,239
	第3段階	1,370	1,000	1割負担	1,089	3,459
			1,300	1割負担	1,089	3,759
	第4段階	1,728	2,550	1割負担	1,089	5,367
				2割負担	2,178	6,456
				3割負担	3,267	7,545

短期入所療養介護強化型利用料金（4人室）

1. 日額利用料金

(単位:円 令和7年5月1日現在)

介護度	利用者負担段階	居住費	食費	基本料金	合計
要介護1	第1段階	0	300	1割負担 915	1,215
	第2段階	430	600	1割負担 915	1,945
	第3段階	430	1,000	1割負担 915	2,345
			1,300	1割負担 915	2,645
	第4段階	437	1,300	1割負担 915	3,902
			2,550	2割負担 1,830	4,817
			2,550	3割負担 2,744	5,731
要介護2	第1段階	0	300	1割負担 993	1,293
	第2段階	430	600	1割負担 993	2,023
	第3段階	430	1,000	1割負担 993	2,423
			1,300	1割負担 993	2,723
	第4段階	437	1,300	1割負担 993	3,980
			2,550	2割負担 1,986	4,973
			2,550	3割負担 2,979	5,966
要介護3	第1段階	0	300	1割負担 1,059	1,359
	第2段階	430	600	1割負担 1,059	2,089
	第3段階	430	1,000	1割負担 1,059	2,489
			1,300	1割負担 1,059	2,789
	第4段階	437	1,300	1割負担 1,059	4,046
			2,550	2割負担 2,118	5,105
			2,550	3割負担 3,176	6,163
要介護4	第1段階	0	300	1割負担 1,118	1,418
	第2段階	430	600	1割負担 1,118	2,148
	第3段階	430	1,000	1割負担 1,118	2,548
			1,300	1割負担 1,118	2,848
	第4段階	437	1,300	1割負担 1,118	4,105
			2,550	2割負担 2,235	5,222
			2,550	3割負担 3,353	6,340
要介護5	第1段階	0	300	1割負担 1,178	1,478
	第2段階	430	600	1割負担 1,178	2,208
	第3段階	430	1,000	1割負担 1,178	2,608
			1,300	1割負担 1,178	2,908
	第4段階	437	1,300	1割負担 1,178	4,165
			2,550	2割負担 2,355	5,342
			2,550	3割負担 3,532	6,519

介護予防短期入所療養介護強化型利用料金

1. 日額利用料金

(4人部屋)

(単位:円 令和7年5月1日現在)

介護度	利用者負担段階	居住費	食費	基本料金	合計
要支援1	第1段階	0	300	1割負担 682	982
	第2段階	430	600	1割負担 682	1,712
	第3段階	430	1,000	1割負担 682	2,112
			1,300	1割負担 682	2,412
	第4段階	437	2,550	1割負担 682	3,669
				2割負担 1,363	4,350
				3割負担 2,045	5,032
要支援2	第1段階	0	300	1割負担 846	1,146
	第2段階	430	600	1割負担 846	1,876
	第3段階	430	1,000	1割負担 846	2,276
			1,300	1割負担 846	2,576
	第4段階	437	2,550	1割負担 846	3,833
				2割負担 1,692	4,679
				3割負担 2,537	5,524

(個室)

介護度	利用者負担段階	居住費	食費	基本料金	合計
要支援1	第1段階	550	300	1割負担 641	1,491
	第2段階	550	600	1割負担 641	1,791
	第3段階	1,370	1,000	1割負担 641	3,011
			1,300	1割負担 641	3,311
	第4段階	1,728	2,550	1割負担 641	4,919
				2割負担 1,282	5,560
				3割負担 1,923	6,201
要支援2	第1段階	550	300	1割負担 789	1,639
	第2段階	550	600	1割負担 789	1,939
	第3段階	1,370	1,000	1割負担 789	3,159
			1,300	1割負担 789	3,459
	第4段階	1,728	2,550	1割負担 789	5,067
				2割負担 1,578	5,856
				3割負担 2,367	6,645

2. その他の利用料金・加算など（短期入所療養介護）

加 算							
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
○個別リハビリテーション実施加算	244円/回	487円/回	730円/回	○生産性向上推進体制加算Ⅰ	102円/月	203円/月	305円/月
○送迎加算(片道)	187円/日	373円/日	560円/日	○生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月	21円/月	31円/月
○在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	52円/日	104円/日	156円/日	○認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	8円/日	12円/日
○療養食加算	9円/1食	17円/1食	25円/1食	○認知症ケア加算	77円/日	154円/日	231円/日
○重度療養管理加算	122円/日	244円/日	365円/日	○若年性認知症利用者受入加算	122円/日	244円/日	365円/日
○緊急時治療管理	526円/回	1,051円/回	1,576円/回	○総合医学管理加算	279円/日	558円/日	837円/日
○緊急短期入所受入加算	92円/日	183円/日	274円/日	○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円/日	45円/日	67円/日
○夜勤職員配置加算	25円/日	49円/日	73円/日	○介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本料金及び利用した加算の合計に 75/1000に相当する単位数を加算		
○口腔連携強化加算	51円/回	102円/回	153円/回				

その他利用料・費用							
インフルエンザワクチン接種料	実費負担			食費	1日につき2,550円（内訳：朝食710円、昼食900円、夕食940円）		
教養娯楽費	料費は実費負担			※負担限度額段階に応じ、減額措置があります。			
特別室使用料	円(一般棟 個室)/日			理髪料	・カット顔剃りシャンプー	2,530円	
テレビ(個人用)	110円/日			・カット+顔剃り	2,310円		
冷蔵庫	55円/日			・カットのみ	1,980円		
コイン式洗濯機	150円/回			・顔剃りのみ	1,320円	(ベッドサイド+330円)	
コイン式乾燥機	100円/回			・カラーのみ	4,400円		
業者外注洗濯	掲示料金表を参照			・パーマ(カット込)	5,500円		
				・カット+部分染め	4,950円		
文書料							
健康診断書	5,500円			死亡診断書(行政機関提出用)	5,500円		
入所証明書、使用証明書	1,100円			死亡診断書(生命保険会社用)	16,500円		
生命保険会社用の証明書、診断書など	5,500円			2通目以降はそれぞれ2,200円			

2. その他の利用料金・加算など（介護予防短期入所療養介護）

加 算							
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
○個別リハビリテーション実施加算	244円/回	487円/回	730円/回	○生産性向上推進体制加算Ⅰ	102円/月	203円/月	305円/月
○送迎加算(片道)	187円/日	373円/日	560円/日	○生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月	21円/月	31円/月
○在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	52円/日	104円/日	156円/日	○認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	8円/日	12円/日
○療養食加算	9円/1食	17円/1食	25円/1食	○若年性認知症利用者受入加算	122円/日	244円/日	365円/日
○緊急時治療管理	526円/回	1051円/回	1576円/回	○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円/日	45円/日	67円/日
○緊急短期入所受入加算	92円/日	183円/日	274円/日	○総合医学管理加算	279円/日	558円/日	837円/円
○夜勤職員配置加算	25円/日	49円/日	73円/日	○介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本料金及び利用した加算の合計に 75/1000に相当する単位数を加算		
○口腔連携強化加算	51円/回	102円/回	153円/回				

その他利用料・費用

インフルエンザワクチン接種料	実費負担	食費	1日につき2,550円（内訳:朝食710円、昼食900円、夕食940円）
教養娯楽費	材料費は実費負担	※負担限度額段階に応じ、減額措置があります。	
特別室使用料	1,100円(一般棟 個室)/日	理髪料	・カット顔剃りシャンプー 2,530円
テレビ(個人用)	110円/日		・カット+顔剃り 2,310円
冷蔵庫	55円/日		・カットのみ 1,980円
コイン式洗濯機	150円/回		・顔剃りのみ 1,320円 (ベッドサイド+330円)
コイン式乾燥機	100円/回		・カラーのみ 4,400円
業者外注洗濯	掲示料金表を参照		・パーマ(カット込) 5,500円
			・カット+部分染め 4,950円
文書料			
健康診断書	5,500円	死亡診断書(行政機関提出用)	5,500円
入所証明書、使用証明書	1,100円	死亡診断書(生命保険会社用)	16,500円
生命保険会社用の証明書、診断書など	5,500円	※2通目以降はそれぞれ2,200円	

介護サービス利用者やそのご家族の皆様へのお願い

当施設のご契約・ご利用にあたり、以下の行為をしないようにお願い致します。介護職員が安心して働くことが出来る環境づくりに、ご理解とご協力をお願いします。

1. 身体の暴力

たたく・蹴る・ひっかく・つねる・物を投げつける、など。

2. 心理的暴力

大声で怒鳴る・威圧的な態度で文句を言う・理不尽または過剰な要求を繰り返す・無視をし続ける・長時間に渡り口頭や電話で拘束する、など。

3. セクシャルハラスメント

正当な理由なく職員の身体を触る・抱きしめる・不快感を与える性的な言動をする、など。

これらの行為は介護職員に障害を及ぼすばかりでなく、利用者ご自身のサービスの提供にも支障をきたします。利用者やご家族と職員の信頼関係があつてこそ、より良いサービスの提供が可能となります。

〒001-0915 札幌市北区新琴似町 787 番地 2,3

医療法人耕仁会 介護老人保健施設セージュ新ことに

TEL : 011-768-2800 FAX : 011-768-2801

E-mail : seijusk@seagreen.ocn.ne.jp